



友の会 会報

〒039-25

青森県上北郡七戸町字荒熊内67-94

七戸町立 鷹山宇一記念美術館内

鷹山宇一記念美術館友の会

0176-62-5858

FAX 0176-62-5860



総会後あいさつする友の会役員

設立総会を開催

規約・役員等を決定

最初に発起人代表より会員数186名(総会後の申込みを含め203名)の参加によって友の会を組織し、会員へのサービス・会員の相互学習・美術館への協力を通じて生涯学習に取り組んでいきたいとの挨拶があり、続いて規約・事業計画が説明・承認されました。

役員(別紙)の選出後、美術館に移動して収蔵品についての学習会を実施し散会しました。

1月5日付 デーリー東北紙より転載



入館者1万人を突破

七戸の鷹山宇一記念美術館

開館以来5カ月で達成 幸運のOLに作品贈る

上北郡七戸町立鷹山宇一記念美術館(小原恭平館長)で三日、通算の入館者が一万人を突破した。開館以来約五カ月での達成。一万人目の幸運を射止めた会社員坪津律子さん(東京都国立市)には、鷹山宇一画伯の版画など記念品数点が贈られた。

同美術館は昨年八月一日オープン。七戸町出身の鷹山画伯の絵画作品や、収集した西洋ランプなどを展示している。県内外の美術ファンが訪れ、昨年十二月二十八日までに一万人にあと三十九人と迫っていた。

しかし三陸はるか沖地震の影響で二十九~三十日が臨時休館となり、記録達成は今年に持ち越された。

三日は今年最初の開館日。午前中から人出が好調で、午後一時二十五分、ついに二万人目の坪さんらが訪れた。

坪さんは天間林村出身。帰省中で、高校時代の同級生、高村幾子さん(七戸町)、横田和子さん(同)と一緒に同美術館に見学に来迎えに坪さんは驚いた表情。「信じられません。お正月からこういう記念に当たってびっくり。今年はいい年になりそうと語った。

記念品は、鷹山画伯自らが選んだという蝶(チョウ)と花を描いた版画作品。ほかにカレンダー、ポストカード、テレホンカード、花束など。また高村さんら前後四人にはポストカードセットが贈られた。

「赤い鳥」の飛翔

美術館長 小原恭平

メーテルリンクは、どう

どう幸福の「青い鳥」を手

に入れることができなかつ

た。

大正中期、鈴木三重吉主宰

の「赤い鳥」の創刊は、世

に新鮮な文芸ブームを巻き

起こした。

鷹山画伯は幼年時代その

文芸雑誌「赤い鳥」に大変

な感銘を受けられ絵画に

対する醉勃たる情熱が湧き

上がり、それ以来一筋七十

年以上美の世界を追求され

あつても、鷹山美術を狼火として、町の人たちがそして辺りの心ある人たちが支えとなつて、二十一世紀の懸け橋ならんと、早速鷹山

それが七戸町立鷹山宇一記念美術館の誕生である。当美術館は七戸町の誇りであり、七戸町独自の美への灯台である。

万余ばかりの人口の町で

「赤い鳥」の飛翔が、今でも天空に舞つて我々を照射し続いているように、我々も又・・・・・

美しいの中から、新しい文化の創造がふくらみ開花してゆく。

また、ランプ・スペイン陶器・掛軸など町が寄贈・

企画ノートより

美術館では、本年も皆様に美術との対話を楽しんでいただくため様々な企画を予定しております。五月九日より二十八日まで、本県初の「春季二科移動秀作展」(仮称)を開催。鷹山画伯が理事を務める二科会の会員の先生方の作品をご鑑賞いただけます。その他「鳥谷幡山展」「鷹山宇一・棟方志功・松木満史三人展」などを計画しております。またスペイン民芸資料館の開館により幅広い芸術・文化に触れる環境が整います。どうぞご期待ください。

昨年十二月二十八日に発生した三陸はるか沖地震は県内の文化施設にも大きな被害をもたらしましたが、当美術館でもランプ館に展示中の鷹山コレクションのランプが転倒して一部を破損する被害が発生しました。

オーブン以来美術館ではランプ転倒防止のため、テグスによって四方から吊る方法で固定しており北海道

震度5以上と推測される今

回の地震によつて数個のラ

ている。

その珠玉の名品が画伯の

宇一記念美術館「友の会」

が創られた。有り難く心強い限りである。

美は永遠であり、友もまた永遠なる絆をもつて結ばれる。このお互いの魂の触れあいの中から、新しい文化の創造がふくらみ開花し

また、ランプ・スペイン陶器・掛軸など町が寄贈・

企画ノートより

美術館では、本年も皆様に美術との対話を楽しんでいただくため様々な企画を予定しております。五月九日より二十八日まで、本県初の「春季二科移動秀作展」(仮称)を開催。鷹山画伯が理事を務める二科会の会員の先生方の作品をご鑑賞いただけます。その他「鳥谷幡山展」「鷹山宇一・棟方志功・松木満史三人展」などを計画しております。またスペイン民芸資料館の開館により幅広い芸術・文化に触れる環境が整います。どうぞご期待ください。

昨年十二月二十八日に発生した三陸はるか沖地震は県内の文化施設にも大きな被害をもたらしましたが、当美術館でもランプ館に展示中の鷹山コレクションのランプが転倒して一部を破損する被害が発生しました。

オーブン以来美術館ではランプ転倒防止のため、テグスによって四方から吊る方法で固定しており北海道

震度5以上と推測される今

回の地震によつて数個のラ

※ ワークショップより
昨年十一月の設立総会後、美術館二階の工房で第一回学習会が開催されました。

最初に八月の開館の際、青森放送が製作・放映したT.V番組「鷹山宇一の世界」をじテオで観賞し鷹山芸術の受けとめ方の参考としてから、画伯の版画・抽象画の分野における資料について財団の濱中常務理事が解説をしました。

また、ランプ・スペイン陶器・掛軸など町が寄贈・された。ディスク等の映像資料も準備されており利用者の活用が期待されています。

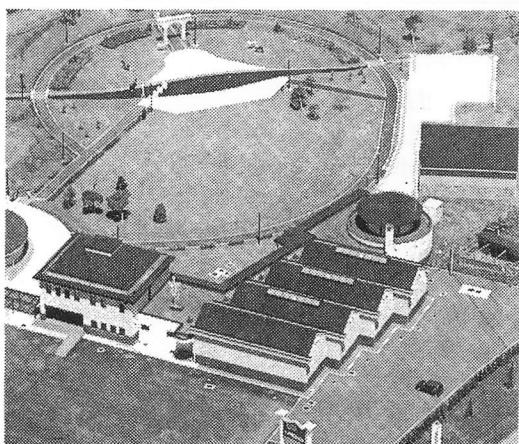
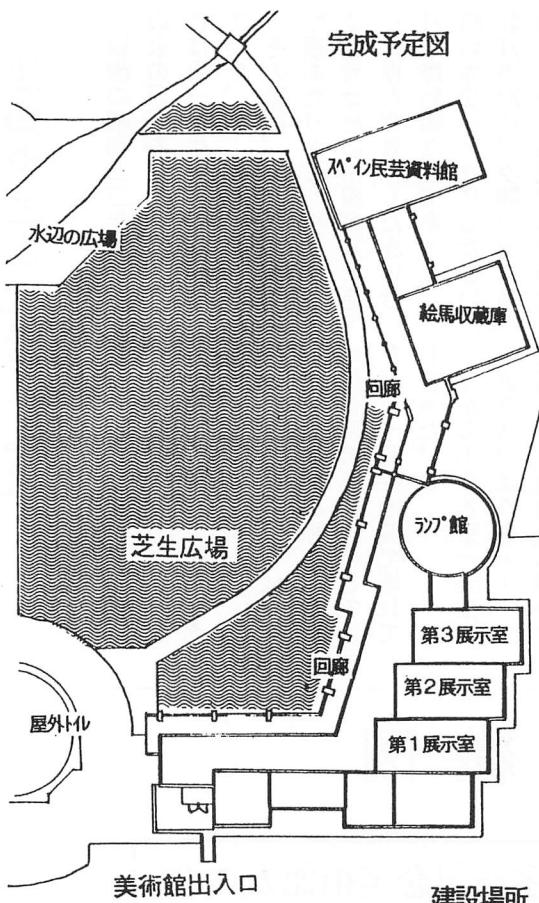
美術館の工房では、製作活動に対応できる備品が整えられており、平成七年一月にかけては絵画教室が開催されています。

また、ビデオ・レーザーディスク等の映像資料も準備されており利用者の活用が期待されています。

寄託を受けている鷹山作品以外の収蔵品について、その経過と内容の説明がされ、今後の展示計画などが報告されました。

また、地盤発生以来皆様よりお見舞い・激励を戴きました。厚く御礼申し上げます。





販売中のグッズ類



開館記念に製作された
水加工を無料で実施してお
りますので来館の際は受付
までお申し出下さい。

「幻想の世界」は残部僅少
となっております。
お早めにお求め下さい。

また、友の会会員証の防
ぼりで、お申込み下さい。

ギフトとなる品物を取り扱
っております。
友の会会員の皆様には割
引価格が適用されますので、
お買い求めの際は会員証を
ご提示下さい。

美術館では受付窓口にお
きまして、こ来館の記念や
ギフトとなる品物を取り扱
っております。

パイ・イン・民芸資料館

4月に完成(文化村)

七戸町では、文化村の中にある鷹山字一記念美術館に隣接してスペイン民芸資料館を建設中です。

現在、建物の内外装と各種の設備工事を施工しており平成六年度中に完成する見通しです。

さらに、町では美術館の中庭に面する回廊を延長して、このスペイン館と既に完成している絵馬収蔵庫そして美術館とを接続する予定です。

これらの施設全体を一つとして考えた場合、文化村の中に三つの常設展示室と

三つの特別展示室(ランプ館・絵馬館・スペイン館)そして一つの工房を備えた青森県内でも有数の文化施設が完成することになり、全国規模の企画展・巡回展等の開催も可能になるものと思われます。

いまのところ、すべての

施設が完成して、グランドオープンができるのは、本年七月頃と予想されていますが、スペイン館には美術評論家北川ラム氏が七戸町に寄贈されるスペイン陶器の展示が予定されています。

また、スペイン陶器の展示が予定されています。今年七月頃に予定されています。

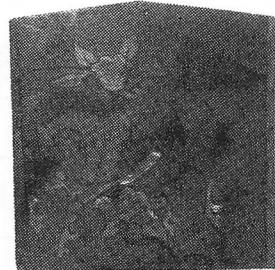
好評をいただいております
特別製作のカレンダーと
お買い求めの際は会員証を
ご提示下さい。

「幻想の世界」(12枚)
定価 2000円
「月明の仔馬」
定価 1000円
「ランプコレクション」
定価 1000円
「テレホンカード(50度数)」
定価 500円
「開館記念ポスター」
定価 500円

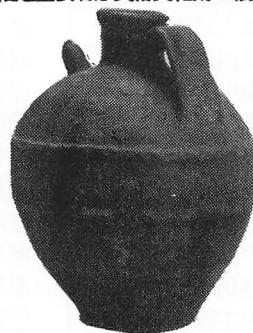
開館記念ポスター
(73cm×51cm)
定価 500円

開館記念ポスター
(73cm×51cm)
定価 500円

夏にグランドオープンを予定



国指定重要有形民俗文化財の絵馬



民芸資料館に展示予定のスペイン陶器

開館記念に製作された
リトグラフ「高原の静物」
は残り1枚となりました。

ポストカード
収藏作品集(全6枚)
定価 1枚 100円
(6枚セットで500円)
ランプコレクション
(A・B各4枚セット)
4枚セットで600円

鷹山先生と父そして私

濱中達男

戦後の昭和二三年頃、私の家の居間や待合室の壁には宇一先生の絵が掛かっていた。

その絵は、町外れの新川原橋あたりから八甲田山を望む黄金色の田園風景であり、赤を背景にした赤い牡丹の静物画などであった。

暗い赤をバックにした赤い牡丹の絵は、夕闇が迫り薄暗くなつた部屋では視線を向けるのが怖いような雰囲気を醸し出していた。

父は毎晩の晩酌が楽しみで、機嫌が良くなると、再び上京された宇一先生との交友について話して聞かせていた。

宇一ちゃん、タロさんと呼び合い、桃山人こと当時の町長、盛田文造さんとも相当な勢いで飲んだり議論していたようである。

をかち割り、その破片を板に張り付け、バラの絵を創り、得意になつて家族や患者さんに見せていた。

そのガラス絵はしばらく字一先生の花の絵と共に狭い待合室の壁に同居していたが、十勝沖地震で壊れてしまった。

今から思うと宇一先生の「ガラスのような・・・」に通じる「透明なる想い」が、油絵具を扱えぬ父に、ガラスの破片の輝きを連想させ、絵心を刺激したのではないかと思われる。

そのころから、

私の心に住み付いていたいいしれぬ怖れ、不安のよくなものを「赤い背景の赤い牡丹」の静物画の中に感じ、私の終わりのない謎解きが始まった様な気がしている。

鷹山字一記念美術館に納まつたその赤い牡丹の絵は半世紀を経て、古色を漂わせ、年代を超えた力をもつて迫つて来る。

（来館者一万人達成日）

美術館関係組織図

財団法人 鷹山字一記念美術振興会

評議会		理事会	
議長	小原文平	理事長	福士孝衛
副議長	田中 實	副理事長	青山淨晃
評議員	田中七郎	常務理事	濱中達男
評議員	工藤一男	常務理事	鷹山ひばり
評議員	小川武正	理事	一戸貞男
評議員	菊地義明	理事	石田 煉
評議員	山谷直正	理事	石井淳夫
評議員	白石 洋	理事	戸舘昭吉
評議員	長根時男	理事	盛田庄兵衛
評議員	西野福弥	理事	山本洋一
評議員	向中野憲子	理事	鷹山増子
評議員	大下内 尚	理事	吉野 耕
評議員	盛田吉文	理事	小原恭平
評議員	藤原照雄	監事	
評議員	松村睦夫	監事	
評議員	盛田 稔	監事	
評議員	久保吉也	監事	
評議員	金見嘉一	監事	
評議員	片山秀雄	監事	
評議員	黒崎達郎	監事	

鷹山字一記念美術館友の会

長	山本洋一
副会長	盛田恵津子
理事	盛田駿造 (会計担当)
理事	奥山雅子
理事	石田清剛 (会計担当)
理事	向中野憲子
理事	宮沢公生
理事	咲 圭悟
理事	高田ヨネ
理事	盛田隆造
監事	盛田茂樹
監事	西田京子

七戸町立鷹山字一記念美術館

名譽館長 鷹山字一

青森県上北郡七戸町字荒熊内67-94
tel (0176)-62-5858

館長	小原恭平
職員	成田昌徳
臨時職員	森田省子
教育委員会	大池亜希子(学芸員)

芸術雑感

高田雨草

鷹山宇一記念美術館

友の会規約

二 特別会員 この会の

事業に賛同し、又は協力する個人又は法人

芸術とは 何だろうか？

文化とは 何だろうか？

強く感じたことを今でも想い出す。

それはノルウェイやスイス

が、大きい都市の中心部だ

けにあるのではなく、思い

がけない郊外に案外多くあ

るということだ。そのとき

教養と、より文化的な生活

に大きな助けとなる様でな

に大きなかつたが、初めて見るヨーロ

ッパでのカルチャーショッ

は、小さな館だからこのく

らいでいいとか、地方だから

ればならない。その為に

を言った太宰の本当の気持

ちは何だったろうか。と折

りに、主目的はどうでもよ

く、自分自身に、そ

んな人間にならなければい

けない、という自戒の言葉

する人ひとの表情、日本と

相違などがおもしろく、

い。なぜかと言えば、現代

皆そうなるうよ、と言つて

約1か月間、地上の一草に

いるのか。あるいは、もし

かしたら、津軽の富豪、偉

郊外にある小さな資料館

にはいっては、展示物の内

容の豊かさと、ディスプレー

品は一流でありたい。そも

そも鷹山氏にも思うことが

か。などと私は勝手な想像

をしているが、ともあれ、

心に響く内容であり、すて

きな言葉である。この一文

から、常に心を耕すことを
忘れずに生きねば、と教え
られたのは、かなり前のこ
とである。

館が小さいとか倉庫みた
いだとか、批評する人もい

およそ20年前、私は北
欧を旅してみたが、この時、るそだが、美術館や資料

館は大きいばかりが能では
なく、様は中みの問題であ
る。したがって、直接関わ
りを持たれる方がたは申す
までもなく、友の会の協力、
実践によって、地域社会へ
立鷹山宇一記念美術館及
び財団法人鷹山宇一記念
美術振興会の事業活動に
協力するとともに、美術
にに関する知識と教養の向
上を図るために必要な事
業を行い、もって美術文
化の振興発展に寄与する
ことを目的とする。

（会 費）
第五条 この会の一般会員
及び特別会員は、次に定
める額の会費を納入しな
ければならない。

（議 長）
第十二条 次の各号に掲げ
る事項は、この規約の定
めるところにしたがい、
総会において議決しな
ければならない。

（役員会の議決事項）
第十三条 総会の議長は、
会長とする。

（会員の種別）
第一条 この会は、七戸町
立鷹山宇一記念美術館及
び財団法人鷹山宇一記念
美術振興会の事業活動に
協力するとともに、美術
にに関する知識と教養の向
上を図るために必要な事
業を行い、もって美術文
化の振興発展に寄与する
ことを目的とする。

（会員）
第二条 会員
（会員の種別）
第四条 この会の会員は、
次の各号に掲げるとおり
とする。

（議 事）
第十三条 この会の議事は、
出席会員の過半数をもつ
て決し、可否同数のときは、
は、議長の決するところ
による。

（構 成）
第九条 この会の総会は、
会員をもつて構成する。

（招 集）
第十一条 この会の通常総会
は、毎年七月に会長が招
集する。

（議事録）
第十四条 この会の総会の
議事については、議事録

（加入）
第七条 この会の一般会員、
特別会員にならうとする
個人又は法人は、加入申
込書に会費を添えて提出
しなければならない。

（脱 退）
第八条 会員は、いつでも
この会から脱退すること
ができる。

（告 告）
四 每事業年度の事業報
告書及び収支計算書の
作成

（規 約）
五 規約の変更

六 その他この会の業務
に関する重要な事項で役
員会において必要と認
めるもの

（議 事）
第十三條 この会の議事は、
出席会員の過半数をもつ
て決し、可否同数のときは、
は、議長の決するところ
による。

（議 事）
第十三条 この会の議事は、
出席会員の過半数をもつ
て決し、可否同数のときは、
は、議長の決するところ
による。

（議 事）
第十三条 この会の議事は、
出席会員の過半数をもつ
て決し、可否同数のときは、
は、議長の決するところ
による。

（議 事）
第十三条 この会の議事は、
出席会員の過半数をもつ
て決し、可否同数のときは、
は、議長の決するところ
による。

を作成し、議長及び出席

会員一人が署名押印の上、
保存しなければならない。

(役員) 第四章 役員

第十五条 この会には、次
の役員を置く。

一 理事 十人以内
(うち一人を会長、一人
を副会長とする。)

二 監事 二人
(役員の選任)

二 監事 二人
(うち一人を会長、一人
を副会長とする。)

二 監事 二人
(監事の選任)

を作成し、議長及び出席

会員一人が署名押印の上、
保存しなければならない。

(理事会) 第四章 役員

第十八条 この会の理事会
は、必要に応じ、会長が
招集する。

第十九条 この会の理事会
の議長は、会長
とする。

第二十条 この会の理事会
の議事は、出席理事の過
半数をもって決し、可否
同数のときは、議長の決
するところによる。

第二十一条 監事は、この会
の財産及び業務に関し、
次の各号に掲げる職務を行
う。

二十一條 監査の状況を監査す
る」と

第五章 事業

つて支弁する。
(事業計画書及び予算書)

第二十六条 この会は、毎
事業年度開始前に理事会
及び総会の議決により事
業計画書及び予算書を作
成しなければならない。

第二十七条 この会は、毎
事業年度終了後二月まで
に、理事会及び総会の議
決により事業報告書並び
に収支計算書を作成し、
これに監事の意見を付け
て財団法人鷹山字一記念
美術振興会に報告しなけ
ればならない。

第二十八条 この規約の変
更は、理事会及び総会に
おいて、それぞれ、理事
及び会員の出席者の過半
数以上の議決をもって決
定する。

第二十九条 この会の解散
は、理事会及び総会にお
いて、それぞれ理事又は
会員の現在数の四分の三
以上の議決をもって決定
し、その旨を財団法人鷹
山字一記念美術振興会に
届けでなければならない。

第三十条 この会は、事務
所に、次の各号に掲げる
書類及び帳簿を備え、當
該各号に定める期間これ
を保存しなければならな
い。

第三十一条 この規約は、平成六年
十一月十九日から施行す
る。

第三十二条 この規約は、平成六年
十一月十九日から施行す
る。

第三十三条 この会は、第
一条の目的を達成するた
め、七戸町立鷹山字一記
念美術館及び財団法人鷹
山字一記念美術振興会と
緊密な連携のもとに、次
の各号に掲げる事業を行
う。

第三十四条 この会の事業
は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一
日に終わる。

第三十五条 この会の事業
遂行に要する経費は、会
費による収入、事業によ
る収入その他の収入をも

第六章 財務

する書類 十年
七 その他必要な書類
三年

第三十二条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第三十三条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第三十四条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第三十五条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第三十六条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第三十七条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第三十八条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第三十九条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十一条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十二条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十三条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十四条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十五条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十六条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十七条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十八条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第四十九条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十一条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十二条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十三条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十四条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十五条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十六条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十七条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十八条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第五十九条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

第六十条 この規約の規
定期を実施するため必要な
細則は、理事会の議決に
よつて定める。

お願い

たいへん遅くなりました
が友の会の会報第一号をお
届けいたしました。

今後は美術館に関する情
報とともに会員の皆様の感
想・意見・提案・不満等を
できるだけ載せていくた
いと思っています。

原稿がありましら美術
館までお寄せ下さい。

FAXでも結構です。